

## 令和7年度第4回直方市子ども・子育て会議議事録

日時：令和8年2月17日（火）18時30分～

会場：直方市役所5階503会議室

出席者：植村委員（会長）、園田委員、平委員、田鶴原委員、辻委員、筒井委員、  
長谷川委員、與古光委員

事務局：直方市教育委員会子ども育成課 岩尾課長、山下係長、十時係長、渡邊主査

### 1. 議題

- (1) 第3期直方市子ども・子育て支援事業計画の代用計画（乳児等通園支援事業）について
- (2) 令和8年度直方市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施施設の認可に係る意見聴取について
- (3) 保育提供体制の確保のための財政支援に関する確認について

### 2. その他

- (1) 直方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定と今後のスケジュールについて
- (2) 保育所・幼稚園・認定こども園の利用定員変更について（報告）
- (3) 保育料無償化要件の拡充について（報告）

### 1. 議題

- (1) 第3期直方市子ども・子育て支援事業計画の代用計画（乳児等通園支援事業）について

#### ○事務局より説明

- ・「子ども・子育て支援事業計画」で定めるべき事項について、計画策定時に数値等を設定することが困難である場合、必要事項を暫定的に定める代替措置として代用計画を策定する。
- ・今回、乳児等通園支援事業についての代用計画を策定。
- ・令和9年度予定の第3期計画中間見直しの際に代用計画の内容を反映する予定。
- ・昨年実施したアンケートの回答等から利用率を20%と見込んでおり、必要定員数は7名（0歳児2名、1・2歳児5名）、整備量は10名（0歳児2名、1・2歳児8名）の計画となっている。

○質疑応答

(委員) アンケートはどのように実施したのか。

(事務局) 令和 7 年 8 月対象年齢の児童がいる市内 413 世帯に対してアンケートを実施。  
回答率は 28%であった。

(委員) 本制度は生後 6 ヶ月未満は利用できないのか。

(事務局) 現状、国の基準において 0 歳 6 ヶ月から満 3 歳未満が対象となっている。

議題 (1) については承認。

議題 (2) 令和 8 年度直方市乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の実施施設の認可に係る意見聴取について

○事務局より説明

- ・本事業は、全てのこどもの良質な成育環境整備、全ての子育て家庭に対する多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援強化を目的とし、令和 8 年度から全国すべての自治体で実施が義務化される。
- ・令和 8 年 1 月 7 日から令和 8 年 1 月 21 日までを募集期間とし実施事業者募集を行ったところ、3 施設から認可申請があっている。
- ・乳児等通園支援事業の認可にあたり児童福祉法 第 34 条の 15 第 4 項の規定に基づき、市町村児童福祉審議会、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者等の意見聴取が必要となっているため、各施設の適合状況について直方市子ども・子育て会議の意見聴取を行うもの。
- ・認可申請のあった 3 施設 (保育所、認定こども園、幼稚園各 1 施設) については、提出書類確認及び現地確認等により、基準適合について確認済。

○質疑応答

(委員) 1 日の利用時間に特に決まりはないのか。

(事務局) 月あたりの上限は 10 時間。1 日の利用時間は 1 時間単位で選択可能。

(委員) 利用料は一律 300 円/H か。

(事務局) 非課税世帯等に対する減免を国が定めている。

(委員) 昼を跨ぐ場合は食事の提供があるのか。

(事務局) 施設による。食事等の提供は別途実費負担が必要。

(委員) 利用の見込みについても制度がまだ動き出していないため難しい。実際動き始めてから様々な課題や改善すべき点が出てくるであろう。

議題 2 については承認。

### 議題（3）保育提供体制の確保のための財政支援に関する確認について

#### ○事務局より説明

- ・補助事業の内、国が指定する「保育提供体制の確保のための財政支援」の対象となる事業は、申請の際、令和8年度分から本会議で承認を得ることが必要となった。
- ・本市で実施する「就学前・教育保育施設整備交付金」、「一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」について、令和8年度以降も継続実施するため、本会議に報告、確認いただくもの。
- ・「就学前・教育保育施設整備交付金」は、保育所、認定こども園等の施設整備（新設、改築等）に要する経費について国が交付金を交付する制度。
- ・「一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」は保育所等に入所していない保育の必要性がある2歳児を対象に、幼稚園において保育所と同様の定期的な預かり保育を実施する事業。
- ・「保育提供体制の確保のための実施計画」において、令和8年度から11年度までの「就学前児童数」、「申込者数（保育ニーズ）」、「利用定員数（整備量）」を見込んでいる。
- ・「地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策」については、「一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」を実施する上で「保育の現状における課題と今後取り組むべき内容」、「財政支援を必要とする理由」を記載している。

議題3については承認。

#### 2. その他（報告事項）

- (1) 直方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定と今後のスケジュールについて

#### ○事務局から説明

- ・乳児等通園支援事業の実施に伴い、実施事業所に対する設備及び運営に係る基準を定めるため、「直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」令和7年9月議会において制定。
- ・給付費支給のための確認基準について「直方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を令和8年3月議会に提案する。
- ・今後、令和8年3月確認条例制定、確認手続き、利用者への周知と利用認定手続きを行い、4月から利用開始。

#### ○質疑応答

- (委員) 実際、利用が開始されたら申請、決済、キャンセルなど、様々な問題発生が予想される。今後本会議で話し合うことになりそうである。

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園の利用定員変更について（報告）

○事務局から説明

- ・令和 8 年 4 月 1 日より 5 園が定員を変更。1 号認定 35 名減、2 号認定 34 名減、3 号認定は 2 歳児 14 名減、1 歳児 5 名減、0 歳児 3 名増。（1 号認定：幼稚園、認定こども園の幼稚園部分に通う 3～5 歳児、2 号認定：保育所・認定こども園に通う保育の必要な 3～5 歳児、3 号認定：保育の必要な 0～2 歳児）
- ・市全域では令和 7 年度定員総数 1,895 名から令和 8 年度 1,810 名となり 85 名の定員減。
- ・定員減に当たっては、実績として半年程度定員割れとなっていること、近年の入所希望者数減少、保育士確保ができないこと等による翌年度の利用見込みを考慮し、昨年 11 月に各園と協議を行い、申請を受け付けている。
- ・現状の定員割れや翌年度の入所見込みを加味した変更であり、今回の定員変更により待機児童が発生するといったことは見込まれていない。

○質疑応答

（委員）定員を減少させることにより各園の経営は大丈夫なのか。

（事務局）利用定員の減により園への給付単価が上がるため、経営的には安定化が見込まれる。

(3) 保育料無償化要件の拡充について（報告）

○事務局から説明

- ・令和 8 年 4 月から直方市独自の取組みとして、多子世帯の経済的な負担軽減のため、0 歳から 2 歳までの保育料無償化の要件を拡充予定。（令和 8 年 3 月議会に提案）
- ・年齢制限なく保護者と生計を一にする子の内、第 2 子以降を無償化予定。  
（対象施設：保育所、認定こども園、届出保育施設、企業主導型保育事業所、幼稚園）

閉会